



【INDEX】

<消費者トラブル注意情報>

1. 鍵を紛失！ 鍵開けサービス事業者とのトラブルに注意しましょう！
～インターネット広告の最低料金に惑わされないで～
2. 男性も多い脱毛エステのトラブル

<講座の募集>

【出前寄席】～消費者トラブルの手口と対策を落語で学ぶ～

- (1) 『悪質商法にご用心！』

【出前講座】～身近な暮らしに関わる講座～

- (1) 『今から取り組もう防災講座』
- (2) 『わたしと家族の「そうぞく」講座』
- (3) 『仕事や家庭に役立つ「整理収納」講座』

<消費者トラブル注意情報>

1. 鍵を紛失！ 鍵開けサービス事業者とのトラブルに注意しましょう！
～インターネット広告の最低料金に惑わされないで～

◆◆◆相談事例◆◆◆

深夜、帰宅時に鍵を紛失したことに気づき、ネット広告に「鍵開け6,000円～」と表示があった事業者には電話をして来てもらった。作業員からは特に説明もされず、作業終了後、約8万円を請求された。広告の表示と違い、かなり高額で驚いたが、作業も終了し、開錠できたため、仕方なくクレジットカードで決済した。だが、事前に8万円近くかかると分かっていたら、この事業者には依頼しなかった。代金の内訳に、出張費、作業代、技術料とあるが、具体的な説明はなかったし、高額で納得できない。

(20歳代 女性)

◆◆◆ココに注意！◆◆◆

★インターネット広告の安価な代金をうのみにしてはいけません。

「鍵開け〇,〇〇〇円～」という広告を見て、安価だと思い依頼したところ、想定より高額な請求を受けたという相談が寄せられています。トラブルを



避けるため、以下の点を確認しましょう。納得のいく説明が得られない場合は、他の事業者を検討した方が良いでしょう。

【依頼前(電話で)】

- 鍵の種類や状況をなるべく正確に伝える。
- 作業内容や見積額、出張費、キャンセル料などを確認する。

【訪問時(作業前)】

- 作業内容について確認する。
- 見積書をもらい、内訳や代金を確認する。



★トラブルが生じたら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

契約後でもクーリング・オフができる場合があります。広告や事前に聞いた金額とかけ離れた高額な請求をされた場合は、その場での支払いは避け、後日振込むこととして、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

★日頃から鍵を紛失した場合に備えておきましょう。



いざというときに慌てないように、自宅以外に合鍵を保管しておく心安心です。賃貸物件の場合は不動産管理会社に鍵を借りられる場合もあります。緊急時の対応を確認しておきましょう。

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

(参考)東京都消費者被害救済委員会では、令和5年3月に「住宅の鍵開けサービス契約に係る紛争」を解決し、法的な考え方や再発防止に向けた消費者への留意点などを報告しています。

→

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kyusai/funsou230330.html>

(出典)消費生活に関わる東京都の情報サイト

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kinkyu/20230615.html>

2. 男性も多い脱毛エステのトラブル

◆◆◆相談事例◆◆◆

SNS で「ひげ脱毛が月額約 1,000 円、全身脱毛が約 3,000 円」とうたう広告が表示され、エステ事業者のサイトで予約をした。エステサロンに行くと、ひげや脱毛をしたい部分を選ぶ約 50 万円のコースを勧められた。高額だったため、広告掲載のひげ脱毛を受けたいと申し出たところ、「納得のいく脱毛をする場合は、これぐらいの料金がかかる」と言われ、契約した。クレジットの分割払いは 36 回払いで、分割手数料が付いて総額約 60 万円だった。大学生のため支払っていくことが難しい。クーリング・オフしたい。
(20 歳代、男性)

◆◆◆問題点とアドバイス◆◆◆

脱毛エステに関する相談が多く寄せられています。相談件数の男女別では女性が多いものの、男性の件数増加が目立ちます。安さや気軽さを強調した広告を見て、お試しで施術を受けるつもりが、施術後に高額なコースを勧誘されて契約したというケースのほか、長期間のコースの途中で事情が変わって通えなくなったというケースも見受けられます。

(1) 広告の内容をうのみにしないでください

お試し施術を受けるだけのつもりが施術後にしつこく勧誘されたり、低価格の広告を見て



店舗に出向いたら想定外の高額なコースを勧誘されたりするケースが目立ちます。

「お試し施術」や「月額〇〇〇円」などの文言がある、気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。

(2) 強引に契約を迫られても、きっぱりと断りましょう

寄せられる相談の中には、「割引は今日だけ」などと急せかされるケースも見受けられます。強引に契約を迫られたり急かされたりしても、金額やコース内容に不安がある場合は、安易に契約せずきっぱりと断りましょう。

(3) 契約は慎重に検討しましょう

分割払いの場合は、手数料を含めた金額や返済期間を必ず確認してください。契約内容によっては、施術が終わった後や契約終了後も支払いが続く場合がありますので、慎重に検討しましょう。

また、長期間にわたる契約では、脱毛機器が肌に合っていなかったり、事情が変わって通えなくなったりと、解約せざるを得ない状況になる



ことも想定されます。都度払いができる店やコースも検討しましょう。

契約に当たっては、施術内容や契約条件について契約書面等と突き合わせて理解できるまでしっかりと説明を受けましょう。

(4)クーリング・オフできる場合があります

特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するエステティックサービスの契約の場合、法定書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフできます。

(出典)独立行政法人 国民生活センター「相談情報ピックアップー18歳で成人！」より

https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202305_11.pdf

.....

<講座の募集>

【出前寄席】

(1)『悪質商法にご用心！』

～真打落語家が悪質な消費者トラブルの手口と対策を楽しくお伝えします～

・7月20日(木) 午後1時30分～2時10分 区民ひろば朝日

(7月6日から募集開始)

【出前講座】

(1)『今から取り組もう防災講座』

～「日々の備え」や家族の防災力を高めるためのポイントをお伝えします～

・7月25日(火) 午後1時30分～3時 区民ひろば豊成

(7月11日から募集開始)

(2)『わたしと家族の「そうぞく」講座』

～よりよい未来のための「そうぞく」、「ライフ&エンディング」について考えます～

・7月28日(金) 午前10時～11時30分 区民ひろば西池袋

(7月10日から募集開始)

(3)『仕事や家庭に役立つ「整理収納」講座』

～収納テクニックなど、実践的な整理収納術をお伝えします～

・7月31日(月) 午後1時30分～3時 区民ひろば西巣鴨第一

(7月14日から募集開始)

※いずれも無料。開催される区民ひろばへの申込みが必要です。

詳しい内容はこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/2005270953.html>

.....
★困ったときは、すぐに相談！ 局番なし **188**(消費者ホットライン)

★豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

【相談専用電話】03-3984-5515

詳しい内容はこちらから↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

●発行・問い合わせ先:豊島区生活産業課消費生活グループ TEL:03-4566-2416
.....